

## 第 V 章 事後調査の結果



## V章 事後調査の結果

### V-1 事後調査の概要

#### 1. 実施状況及び調査結果

- ・調査結果については表V-1 (1)～(20)のとおり

#### 2. 成功基準の達成状況

- ・事後調査を実施した項目の殆どは予測の範囲以内であったが、一部の項目については地域の要望や、より環境に配慮した事業とするため環境保全措置の内容の一部を見直しや追加を行った。

#### ※見直し、追加を行った措置の事例

- ・武川病院やひばり苑、学校などに対しては事前にヒアリングを行い、仮設駐車場の設置や通学路の変更などを行った。(騒音、振動)
- ・大規模商業施設の駐車場周辺に設置したマウント部分の騒音レベルについて道路の供用開始から3年が経過した為、効果を検証する。(騒音)
- ・ハマスゲについては、生育を確認した法面に杭を打ち、ロープを張って保護する事により、改変による消失の防止に努めた。(植物・動物 (植物))
- ・濁水に関する苦情があったが、濁水処理施設を設置し対策を講じた。(水質)
- ・工事の完成時及び年度末に、工事で排水を行った水路の下流を清掃した。(水質)
- ・緑の基本計画にかかる緑化に関する取組み状況のうち、道路部の緑化状況については補正評価書においてハナミズキを選定したが、街並みに変化を付ける為、約1/3をサルスベリに変更した。(生態系)



列No.	大項目	小項目	環境保全措置	実施状況	事後調査計画	事後調査計画に対する対応状況	事後調査の実施状況	環境保全措置の再検討	資料No.その他関連する環境影響評価項目
<b>甲府都市計画事業昭和町常永土地区画整理事業に係る環境影響評価 評価書(補正後) 第IX章 IX-2、IX-3 参照</b>									
1	(1) 建設機械の稼働に伴う排出ガス(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)の影響	工事中	建設機械は、排出ガス対策型を使用する。	○	—	<b>排出ガス対策型建設機械の使用</b> 1) 工事特記仕様書(資料No.1-1)内第14条にて排出ガス対策建設機械の原則使用を指定した。 2) 工事特記仕様書(資料No.1-1)で指定した排出ガス対策型建設機械の使用状況については、機種を選定状況について確認を行った。 3) 工事で使用された排出ガス対策型建設機械の割合は全体的に約90%であり、概ね実施することが出来た。	NOx(窒素酸化物) 1) 事後調査 有 (無)	NOx(窒素酸化物) 1) 予測結果の見直しの必要性 有 (無)  検討内容: 排出ガスに係る苦情はなかったことから環境保全措置の必要性はないと判断した。	資料No.1-1 工事特記仕様書  ・NOX、SPM
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20	(2) 建設機械の稼働に伴う粉じん等(降下ばいじん)の影響	工事中	風が強く、工事により粉じんが発生する場合には散水を行う。なお、周辺民家に粉じんが飛散するような場合は工事を中断する。	○	—	<b>粉じん対策の実施</b> 1) 定期的(隔週)に実施している工程会議において、風が強い時など粉じんの飛散が懸念される場合は、飛散防止のため必要に応じて次の措置を行うよう指導した。(資料No.1-3) (施工例:資料No.2・3・4) (1)散水車による施工区域内への散水 (2)塩化カルシウムの散布 (3)資材等運搬車両への飛散防止シート掛け	粉じん(降下ばいじん) 1) 事後調査 有 (無)	粉じん(降下ばいじん) 1) 予測結果の見直しの必要性 有 (無)  2) 検討内容: 粉じん等に係る苦情はなかったことから環境保全措置の必要性はないと判断した。	資料No.1-3 昭和町常永土地区画整理事業工事施工に伴う留意事項(一般項目) 資料No.2 散水状況 資料No.3 塩化カルシウム散布状況 資料No.4 飛散防止シート掛け状況  粉じん、降下ばいじん
21									
22	(3) 資材等運搬車両の運行に伴う自動車排ガス(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)の影響	工事中	資材等運搬車両は一方通行とし交通量を分散させる。	○	—	<b>資材運搬車両の通行経路の確認等(一方通行の厳守)</b> 1) 定期的(隔週)に実施している工程会議において、既存の交通への影響を低減するため、資料No.1-3により運行時間及びルート(図II-2-4.3(1),(2))について指導した。 (1)主要な運行ルートの効率的な設定(一方通行箇所での運行) (2)既存交通量への影響を低減するための運行時間の設定 (3)住民の迷惑にならないよう場内及び路上の低速走行  2) 上記指導事項の実施については、工事業者が提出する施工計画書の記載により内容を確認した。	粉じん(降下ばいじん) 1) 事後調査 有 (無)	粉じん(降下ばいじん) 1) 予測結果の見直しの必要性 有 (無)  2) 検討内容: 資材運搬に伴う苦情はなかったことから環境保全措置の必要性はないと判断した。	資料No.1-3 昭和町常永土地区画整理事業工事施工に伴う留意事項(一般項目) 図II-2-4.3(1),(2) 土砂運搬車両運行ルート  ・粉じん、降下ばいじん ・騒音、振動
23									
24									

列 No.	大項目	小項目	環境保全措置	実施状況	事後調査計画	事後調査計画に対する対応状況	事後調査の実施状況	環境保全措置の再検討	資料No. その他関連する環境影響評価項目				
25			・ 特定の日に工事用資材の搬入が集中しない資材搬入計画とする。	○	—	<b>・ 特定の日に建設機械が集中しない稼働計画の策定</b> 1) 定期的(隔週)に実施している工程会議において、工事用機械の集中による環境への影響を低減するため、工事工程の確認を行った。 2) 工事特記仕様書(資料No.1-1)第4条にて、同一箇所での工事については、時期、方法について協議するよう事業者を指導した。 3) 協議においては、建設機械が集中しないよう、施工箇所や工事着手時期の見直しなどの調整を業者間で行うとともに周辺住民への影響を低減するべく施工方法の見直しなどについて検討を行った。			資料No.1-1 工事特記仕様書  ・NOX、SPM ・粉じん、降下ばいじん ・騒音、振動				
26										・ 資材運搬等の車両の走行は低速度走行を行い、また、空ぶかし等を行わない。	○	<b>・ 機械の運転、空ぶかしの防止等</b> 1) 定期的(隔週)に実施している工程会議において、事業者、受注者で共に確認し実施した。 2) 点検・整備の実施状況については、事業者が提出する施工計画書の記載により留意事項を確認した。 3) 工事の進捗及び検査等に合わせて機械の運行状況等の確認を行い、運転状況を確認した。	資料No.1-3 昭和町常永土地区画整理事業工事施工に伴う留意事項(一般項目)  ・NOX、SPM ・騒音、振動
27													
28			・ 大型資材等運搬車両は、朝夕の交通量の多い時間帯を避けて運行する。	○		<b>・ 大型資材運搬車両の通行時間帯</b> 1) 昭和町常永土地区画整理事業工事施工に伴う留意事項(資料No.1-3)にて、大型資材等運搬車両は、朝夕の交通量の多い時間帯を避けて運行するよう求めた。 2) 定期的(隔週)に実施している工程会議において、既存の交通への影響を低減するため、運行時間及びルートについて確認及び調整を行った。 3) 上記指導事項の実施状況については、事業者が提出する施工計画書の記載により内容を確認した。			資料No.1-3 昭和町常永土地区画整理事業工事施工に伴う留意事項(一般項目)  ・NOX、SPM ・粉じん、降下ばいじん ・騒音、振動				
29										資料No.1-3 昭和町常永土地区画整理事業工事施工に伴う留意事項(一般項目)  ・NOX、SPM ・粉じん、降下ばいじん ・騒音、振動			
30											資料No.1-3 昭和町常永土地区画整理事業工事施工に伴う留意事項(一般項目)  ・NOX、SPM ・粉じん、降下ばいじん ・騒音、振動		
31			資料No.1-3 昭和町常永土地区画整理事業工事施工に伴う留意事項(一般項目)  ・NOX、SPM ・粉じん、降下ばいじん ・騒音、振動										
32				資料No.1-3 昭和町常永土地区画整理事業工事施工に伴う留意事項(一般項目)  ・NOX、SPM ・粉じん、降下ばいじん ・騒音、振動									
33						資料No.1-3 昭和町常永土地区画整理事業工事施工に伴う留意事項(一般項目)  ・NOX、SPM ・粉じん、降下ばいじん ・騒音、振動							
34			資料No.1-3 昭和町常永土地区画整理事業工事施工に伴う留意事項(一般項目)  ・NOX、SPM ・粉じん、降下ばいじん ・騒音、振動										
35				資料No.1-3 昭和町常永土地区画整理事業工事施工に伴う留意事項(一般項目)  ・NOX、SPM ・粉じん、降下ばいじん ・騒音、振動									
36						資料No.1-3 昭和町常永土地区画整理事業工事施工に伴う留意事項(一般項目)  ・NOX、SPM ・粉じん、降下ばいじん ・騒音、振動							
37	資料No.1-3 昭和町常永土地区画整理事業工事施工に伴う留意事項(一般項目)  ・NOX、SPM ・粉じん、降下ばいじん ・騒音、振動												
38		資料No.1-3 昭和町常永土地区画整理事業工事施工に伴う留意事項(一般項目)  ・NOX、SPM ・粉じん、降下ばいじん ・騒音、振動											
39			資料No.1-3 昭和町常永土地区画整理事業工事施工に伴う留意事項(一般項目)  ・NOX、SPM ・粉じん、降下ばいじん ・騒音、振動										
40	資料No.1-3 昭和町常永土地区画整理事業工事施工に伴う留意事項(一般項目)  ・NOX、SPM ・粉じん、降下ばいじん ・騒音、振動												
41		(4) 資材等運搬車両の運行に伴う粉じん等(降下ばいじん)の影響		工事中	・ 資材等運搬車両は一方通行とし交通量を分散させる。	○	<b>・ 資材運搬車両の通行経路の確認等(一方通行の厳守)</b> 1) 定期的(隔週)に実施している工程会議において、既存の交通への影響を低減するため、運行時間及びルート(図Ⅱ-2-4.3(1),(2))について指導した。 (1)主要な運行ルートの効率的な設定(一方通行箇所での運行) (2)既存交通量への影響を低減するための運行時間の設定 (3)住民の迷惑にならないような場内及び路上の低速走行 2) 上記指導事項の実施については、事業者が提出する施工計画書の記載により内容を確認した。	粉じん(降下ばいじん) 1) 事後調査 有 (無)	粉じん(降下ばいじん) 1) 予測結果の見直しの必要性 有 (無) 2) 検討内容:資材運搬に伴う苦情はなかったことから環境保全措置の必要性はないと判断した。	図Ⅱ-2-4.3(1),(2) 土砂運搬車両運行ルート  ・粉じん、降下ばいじん ・騒音、振動			
42			・ 特定の日に工事用資材の搬入が集中しない資材搬入計画とする。								○	<b>・ 特定の日に建設機械が集中しない稼働計画の策定</b> 1) 定期的(隔週)に実施している工程会議において、工事用機械の集中による環境への影響を低減するため、工事工程の確認を行った。 2) 工事特記仕様書(資料No.1-1)第4条にて、同一箇所での工事については、時期、方法について協議するよう事業者を指導した。 3) 協議においては、建設機械が集中しないよう、施工箇所や工事着手時期の見直しなどの調整を業者間で行うとともに周辺住民への影響を低減するべく施工方法の見直しなどについて検討を行った。	資料No.1-1 工事特記仕様書  ・NOX、SPM ・粉じん、降下ばいじん ・騒音、振動
43	・ 日曜・祝日の工事、工事用資材の搬入は実施しない。												
44					資料No.1-1 工事特記仕様書  ・NOX、SPM ・粉じん、降下ばいじん ・騒音、振動								
45			資料No.1-1 工事特記仕様書  ・NOX、SPM ・粉じん、降下ばいじん ・騒音、振動										
46	資料No.1-1 工事特記仕様書  ・NOX、SPM ・粉じん、降下ばいじん ・騒音、振動												
47					資料No.1-1 工事特記仕様書  ・NOX、SPM ・粉じん、降下ばいじん ・騒音、振動								
48			資料No.1-1 工事特記仕様書  ・NOX、SPM ・粉じん、降下ばいじん ・騒音、振動										
49	資料No.1-1 工事特記仕様書  ・NOX、SPM ・粉じん、降下ばいじん ・騒音、振動												
50					資料No.1-1 工事特記仕様書  ・NOX、SPM ・粉じん、降下ばいじん ・騒音、振動								
51			資料No.1-1 工事特記仕様書  ・NOX、SPM ・粉じん、降下ばいじん ・騒音、振動										

列 No.	大項目	小項目	環境保全措置	実施状況	事後調査計画	事後調査計画に対する対応状況	事後調査の実施状況	環境保全措置の再検討	資料No. その他関連する環境影響評価項目							
52			<ul style="list-style-type: none"> <li>大型資材等運搬車両は、朝夕の交通量の多い時間帯を避けて運行する。</li> </ul>	○		<ul style="list-style-type: none"> <li><b>大型資材運搬車両の通行時間帯</b></li> <li>1) 昭和町常永土地区画整理事業工事施工に伴う留意事項(資料No.1-3)にて、大型資材等運搬車両は、朝夕の交通量の多い時間帯を避けて運行するよう求めた。</li> <li>2) 定期的(隔週)に実施している工程会議において、既存の交通への影響を低減するため、運行時間及びルートについて確認及び調整を行った。</li> <li>3) 上記指導事項の実施状況については、工事業者が提出する施工計画書の記載により内容を確認した。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>資料No.1-3 昭和町常永土地区画整理事業工事施工に伴う留意事項</li> <li>・NOX、SPM</li> <li>・粉じん、降下ばいじん</li> <li>・騒音、振動</li> </ul>							
53				<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂運搬車両には、荷台の土が飛ばないようにシートカバーを使用する。</li> </ul>						○	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>通行経路における粉じん(降下ばいじん)の低減について</b></li> <li>1) 定期的(隔週)に実施している工程会議において、土砂運搬車両による粉じんの飛散防止について指導した。飛散防止シート掛け状況(資料No.4)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料No.4 飛散防止シート掛け状況</li> <li>・粉じん、降下ばいじん</li> </ul>				
54										<ul style="list-style-type: none"> <li>資材等運搬車両出入り口には土落とし施設を設けて、タイヤに付着した土を落とす。</li> </ul>			○	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>計画地内における粉じん(降下ばいじん)の低減について</b></li> <li>1) 定期的(隔週)に実施している工程会議において、粉じん防止措置の内容及び措置の徹底を指導した。</li> <li>2) 上記指導事項の実施状況については、工事業者が提出する施工計画書の記載により内容を確認した。</li> <li>3) 工事業者が協議会を設立し、清掃活動を行っている。(資料No.5)</li> <li>4) 工事工程や、個所・内容に応じてタイヤ洗浄装置や高圧洗浄などにより、車両の土砂の持ち出しに配慮し、道路の汚れを確認した場合は道路の清掃・洗浄を実施している。(資料No.6)</li> <li>5) 現地調査や検査にて適切に実施されていることを確認し、運搬車両のタイヤに付着した土で道路が汚れた場合は、その都度、工事業者に指導をした。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>資料No.5 協議会による清掃活動の様子</li> <li>資料No.6 タイヤ洗浄装置設置及び使用状況・タイヤ高圧洗浄の状況</li> <li>・粉じん、降下ばいじん</li> </ul>
55			<ul style="list-style-type: none"> <li>予測の結果、環境保全措置の必要はなし。(補正評価書 IX-6ページ)</li> </ul>	—		<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>				
56				<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画道路の南北線については道路敷地境界から50m、東西線については道路敷地境界から30mの範囲を第1種住居地域として設定し、幹線道路から一定の距離を確保することにより、背後の住居専用地区(第1種中高層住居専用地域)の緩衝帯とする。</li> </ul>												
57			<ul style="list-style-type: none"> <li>用途地域計画(図II-2-3.2)のとおり用途地域を設定した。都市計画道路の南北線については道路敷地境界から50m、東西線については道路敷地境界から30mの範囲を第1種住居地域として設定し、幹線道路から一定の距離を確保している。排ガスに関する苦情はなく、都市計画道路の供用に伴う自動車排ガスについては状況を見守る。</li> </ul>			—			<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>				
58				<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>		—										
59			<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>			—			<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>				
60				<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>		—										
61			<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>			—			<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>					
62	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>	—		<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>										
63		<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>	—					<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>						
64	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>		—	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>										
65		<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>	—					<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>						

列 No.	大項目	小項目	環境保全措置	実施状況	事後調査計画	事後調査計画に対する対応状況	事後調査の実施状況	環境保全措置の再検討	資料No.その他関連する環境影響評価項目																																								
66	騒音		第IX章 IX-4、IX-5 参照																																														
67	(1) 建設機械の稼働に伴う騒音の影響		隣接する武蔵病院工老人保健施設ひばり苑及び常永小学校に対する環境保全措置は、これらの施設の利用状況について検討し、環境影響評価の結果を踏まえた施工計画を策定するとともに、施工に当たっては施工計画を確実に実施することにより、静穏な環境を確保する。	○	(1) 建設作業騒音の調査 ・測定項目 建設作業騒音レベル 建設機械の稼働状況 環境保全措置の実施状況等 ・測定年 1年目～6年目 (平成18～23年度) ・測定頻度・時間 各年度1回 8時～17時 ・測定場所 敷地境界 (各回1カ所) 学校、病院付近での工事においては適宜測定場所の変更、追加を行う。	<b>・環境影響評価の結果を踏まえた施工計画の策定</b> 1) 定期的(隔週)に実施している工程会議において周知徹底し、施工計画書等により確認をした。  ※ 武川病院やひばり苑など(以下「病院等」という)の環境保全措置が必要な施設についてはヒアリングを行いながら工事を実施した。また、工事の施工にあたってのヒアリングについては児童館、給食センターを対象に追加した。  ※ その結果、ヒアリングの対象とした施設からは騒音については気にならないとのことだった。  ※ 病院等に対しては仮設駐車場の設置や緊急車両の出入り口の確保をするなどの対応を行った。  ※ 学校に対しては学校周辺及び通学路に関する工事の際は十分に打ち合わせをする中で、工事状況により通学路を変更し、通学路の標識や仮設歩道などを設置した。	騒音 1) 事後調査 (有) 無 2) 事後調査期間:H20～23年度 3) 調査地点数: 3地点 4) 測定回数: 3回(各年度1回) 5) 測定結果(予測値): H20 最大値 55dB(83dB) H21 最大値 52dB(83dB) H22 最大値 56dB(81dB)  6) 保全目標とした値 :85dB(規制基準)  ※ 平成23年は保全対象が無かったため未実施	騒音 1) 予測結果の見直しの必要性 (有) 無 2) 検討内容: 現況の最大値48dBに対して調査結果は52～56dBであった。この値は環境保全目標の85dB及び予測値の最大値の79dBを下回っていることから追加的な環境保全措置は必要ないと判断した。	資料No.7-1 騒音測定結果及び比較図  ・騒音、振動																																								
73										建設機械は基本的には低騒音型機械を使用するが、超低騒音型の機種についても極力採用するよう配慮する。	○	<b>・低騒音型策型建設機械の使用</b> 1) 工事特記仕様書(資料No.1-1)内第15条にて低騒音型設機械の原則使用を指定した。  2) 工事特記仕様書(資料No.1-1)で指定した低騒音型建設機械の使用状況については、機種を選定状況について確認を行った。  3) 工事で使用された低騒音型建設機械については、一部未対応のものが見受けられたが実施することが出来た。  * 超低騒音型建設機械については施工業者全体の中でも殆ど所持しておらず、また、低騒音型建設機械の使用により苦情等がなかった為、あえて指示及び投入はしなかった。	資料No.1-1 工事特記仕様書  ・騒音、振動																																				
74														建設機械の使用に当たっては点検整備を十分に行う。	○	<b>・点検・整備の実施</b> 1) 定期的(隔週)に実施している工程会議において、事業者、受注者で共に確認し実施した。  2) 点検・整備の実施状況については、工事業者が提出する施工計画書の記載により実施予定を確認した。	・NOX、SPM ・騒音、振動																																
75																		建設機械の運転は丁寧に行い空ぶかし等は行わない。	○	<b>・機械の運転、空ぶかしの防止等</b> 1) 定期的(隔週)に実施している工程会議において、事業者、受注者で共に確認し実施した。  2) 点検・整備の実施状況については、工事業者が提出する施工計画書の記載により留意事項を確認した。  3) 工事の進捗及び検査等に合わせて機械の運行状況等の確認を行い、運転状況を確認した。	・NOX、SPM ・騒音、振動																												
76																						特定の日に建設機械が集中しない稼働計画とする。	○	<b>・特定の日に建設機械が集中しない稼働計画の策定</b> 1) 定期的(隔週)に実施している工程会議において、工事用機械の集中による環境への影響を低減するため、工事工程の確認を行った。  2) 工事特記仕様書(資料No.1-1)第4条にて、同一箇所での工事については、時期、方法について協議するよう工事業者を指導した。  3) 協議においては、建設機械が集中しないよう、施工箇所や工事着手時期の見直しなどの調整を業者間で行うとともに周辺住民への影響を低減するべく施工方法の見直しなどについて検討を行った。	資料No.1-1 工事特記仕様書  ・NOX、SPM ・粉じん、降下ばいじん ・騒音、振動																								
77																										工事を実施する時間を厳守する。	○	<b>・工事可能時間の厳守</b> 1) 定期的(隔週)に実施している工程会議において、実施を指導した。指示内容:作業時間:9時～17時まで、日曜、祝日は工事は不可昭和町常永土地区画整理事業工事施工に伴う留意事項(資料No.1-3)  2) 新規に参入する工事業者には当初説明会を行い、周知漏れがないよう配慮した。  3) 工事日誌にて確認をした。	資料No.1-3 昭和町常永土地区画整理事業工事施工に伴う留意事項(一般項目)  ・NOX、SPM ・粉じん、降下ばいじん ・騒音、振動																				
78																																																	
79																																																	
80																																																	
81																																																	
82																																																	
83																																																	
84																																																	
85																																																	
86																																																	
87																																																	
88																																																	
89																																																	
90																																																	
91																																																	
92																																																	

列No.	大項目	小項目	環境保全措置	実施状況	事後調査計画	事後調査計画に対する対応状況	事後調査の実施状況	環境保全措置の再検討	資料No. その他関連する環境影響 評価項目
93	(2) 資材等運搬車両の運行に伴う騒音の影響	工事中	・ 資材等運搬車両は一方通行とし交通量を分散させる。	○	—	<b>・ 資材運搬車両の通行経路の確認等(一方通行の厳守)</b> 1) 定期的(隔週)に実施している工程会議において、既存の交通への影響を低減するため、運行時間及びルート(図Ⅱ-2-4.3(1),(2))について指導した。 (1)主要な運行ルートの効率的な設定(一方通行箇所での運行) (2)既存交通量への影響を低減するための運行時間の設定 (3)住民の迷惑にならないような場内及び路上の低速走行  2) 上記指導事項の実施については、工事業者が提出する施工計画書の記載により内容を確認した。	騒音 1) 事後調査 有 (無)	騒音 1) 予測結果の見直しの必要性 有 (無)  2) 検討内容: 資材運搬に伴う苦情はなかったことから環境保全措置の必要性はないと判断した。	資料No.図Ⅱ-2-4.3(1),(2) 土砂運搬車両運行ルート  ・粉じん、降下ばいじん ・騒音、振動
94									
95									
96									
97									
98			・ 特定の日に工事用資材の搬入が集中しない資材搬入計画とする。	○	<b>・ 特定の日に建設機械が集中しない稼働計画の策定</b> 1) 定期的(隔週)に実施している工程会議において、工事用機械の集中による環境への影響を低減するため、工事工程の確認を行った。  2) 工事特記仕様書(資料No.1-1)第4条にて、同一箇所での工事については、時期、方法について協議するよう工事業者を指導した。  3) 協議においては、建設機械が集中しないよう、施工箇所や工事着手時期の見直しなどの調整を業者間で行うとともに周辺住民への影響を低減するべく施工方法の見直しなどについて検討を行った。	資料No.1-1 工事特記仕様書  図Ⅱ-2-4.3(1),(2) 土砂運搬車両運行ルート  ・粉じん、降下ばいじん ・騒音、振動			
99									
100			・ 仮設道路は凹凸がないように整備する。路面にわだちが出来たり凹凸が大きくなったりする場合は速やかに補修する。	○	<b>・ 仮設道路の保守・管理(わだち、凹凸等の管理)</b> 1) 定期的(隔週)に実施している工程会議において、仮設道路の状況を確認し、修復をするよう指導した。  2) 仮設道路の補修は、工事業者が設立した協議会(安全協議会)が行った。  3) 現場巡回を行い、工事状況に応じて補修箇所の確認を行った。		・騒音、振動		
101									
102									
103									
104			・ 資材運搬等の車両の走行は低速度走行を行い、また、空ぶかし等を行わない。	○	<b>・ 機械の運転、空ぶかしの防止等</b> 1) 定期的(隔週)に実施している工程会議において、事業者、受注者で共に確認し実施した。  2) 点検・整備の実施状況については、工事業者が提出する施工計画書の記載により留意事項を確認した。  3) 工事の進捗及び検査等に合わせて機械の運行状況等の確認を行い、運転状況を確認した。				
105									
106									
107									
108	・ 日曜・祝日の工事、工事用資材の搬入は実施しない。	○	<b>・ 工事可能時間の厳守</b> 1) 定期的(隔週)に実施している工程会議において、実施を指導した。 指示内容: 作業時間: 9時~17時まで、日曜、祝日は工事は不可 昭和町常永土地区画整理事業工事施工に伴う留意事項(資料No.1-3)  2) 新規に参入する工事業者には当初説明会を行い、周知漏れがないよう配慮した。  3) 工事日誌にて確認をした。	資料No.1-3 昭和町常永土地区画整理事業工事施工に伴う留意事項(一般項目)  ・NOX、SPM ・粉じん、降下ばいじん ・騒音、振動					
109									
110									
111									
112	・ 大型資材等運搬車両は、朝夕の交通量の多い時間帯を避けて運行する。	○	<b>・ 大型資材運搬車両の通行時間帯</b> 1) 昭和町常永土地区画整理事業工事施工に伴う留意事項(資料No.1-3)にて、大型資材等運搬車両は、朝夕の交通量の多い時間帯を避けて運行するよう求めた。  2) 定期的(隔週)に実施している工程会議において、既存の交通への影響を低減するため、運行時間及びルートについて確認及び調整を行った。  3) 上記指導事項の実施状況については、工事業者が提出する施工計画書の記載により内容を確認した。		資料No.1-3 昭和町常永土地区画整理事業工事施工に伴う留意事項(一般項目)  ・NOX、SPM ・粉じん、降下ばいじん ・騒音、振動				
113									
114									
115									

列No.	大項目	小項目	環境保全措置	実施状況	事後調査計画	事後調査計画に対する対応状況	事後調査の実施状況	環境保全措置の再検討	資料No. その他関連する環境影響 評価項目
116	(3) 大規模商業施設、流通業務施設の営業に伴い当該施設を利用する自動車の走行及び新住民の車両の運行による騒音の影響	供用時	<ul style="list-style-type: none"> <li>排水性舗装の導入は騒音の低減に効果があるため、環境基準を超過している区間について、道路管理者と対応を協議することにより最小化を図る。</li> <li>自動車の走行速度調査の結果、夜間における走行速度が大幅に規制速度を超えており、それが騒音の原因にもなっているため、道路管理者、関係機関に特に夜間の取り締まりを強化するよう協議することにより最小化を図る。</li> <li>現況騒音が環境基準と同じか、超過している原因の一つとして、道路幅員が狭く、また、歩道等が狭いことがあげられるが、事業者としては対応が困難なので、道路管理者と対応を協議することにより最小化を図る。</li> </ul>	○	(1) 交通騒音の調査	1) 都市計画道路の2路線について排水性舗装を行った。 2) 騒音にかかる調査は事業完了後3年目にあたる、平成30年に実施予定。 ・ 事後調査の結果を踏まえ、道路管理者及び関係機関と対応を協議する。	騒音 1) 事後調査 今後実施予定 2) 事後調査期間: 事業完了後3年目(平成30年) 3) 調査地数: 6地点 4) 測定回数: 平日、休日各1回24時間 5) 測定結果(予測値): 平日昼間最大値 T4地点(72dB) 平日夜間最大値 T1地点(69dB) 休日昼間最大値 T4地点(70dB) 休日夜間最大値 T1、T4地点(65dB) 6) 保全目標とした値: 昼間70dB 夜間65dB (環境基準)	騒音 1) 予測結果の見直しの必要性 今後の調査の結果により検討する。	
117				△	<ul style="list-style-type: none"> <li>測定項目 交通騒音レベル 交通量 環境保全措置の実施状況等</li> <li>測定年 事業完了後3年目(平成27年度)</li> <li>測定頻度・時間 平日、休日各1回24時間</li> <li>測定場所 周辺道路:6地点</li> </ul>	* 事業完了後3年目にあたる、平成30年に実施予定。 ・ 事後調査の結果を踏まえ、道路管理者及び関係機関と対応を協議する。			
118				△	* 事後調査の結果を踏まえ、平成30年に実施予定。 ・ 事後調査の結果を踏まえ、道路管理者及び関係機関と対応を協議する。				
119				△					
120				△					
121				△					
122	△								
123	(4) 都市計画道路の供用に伴う自動車の走行による騒音の影響	供用時	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画道路の南北線については道路敷地境界から50m、東西線については30mの範囲を第1種住居地域として設定し、幹線道路から一定の距離を確保することにより、背後の住居専用地区(第1種中高層住居専用地域)の緩衝帯とする。</li> <li>大型商業施設の西側街区を駐車場として利用する場合には、駐車場の外周全て(出入口を除く)に盛土を設置することにより、都市計画道路からの騒音レベルは道路端よりも低くなり、現況騒音と同レベル程度の値となるものと考えられ、事業の実施による環境影響は最小化される。また、駐車場を走行する車両から発生する騒音レベルについても、盛土により低くなり、この用途地域に適用される環境基準(A類型:昼間55dB)を下回る。(平成22年4月14日の計画見直し時に追加)</li> </ul>	○	(1) 都市計画道路交通騒音及び環境騒音の調査	・ 事業完了後3年目にあたる、平成30年に実施予定。 ・ 用途地域計画(図Ⅱ-2-3.2)のとおり用途地域を設定し、都市計画道路の南北線については道路敷地境界から50m、東西線については道路敷地境界から30mの範囲を第1種住居地域として設定することにより、幹線道路からの騒音に対する緩衝帯として一定の距離を確保している。また、区画整理地内において建築等する場合は土地区画整理法第76条申請を受け付けた際、用途地域に従った計画になっているか確認をしている。 ・ 道路の供用から3年が経過したことから、平成25年度に交通の状況を把握するため調査を実施する予定。	騒音 1) 事後調査 今後実施予定 2) 事後調査期間: 事業完了後3年目(平成30年) 3) 調査地数: 2地点 4) 測定回数: 平日、休日各1回24時間 5) 測定結果(予測値): 平日昼間最大値 T7地点(70dB) 平日夜間最大値 T7地点(64dB) 休日昼間最大値 T7地点(70dB) 休日夜間最大値 T7地点(63dB) 6) 保全目標とした値: 昼間70dB・夜間65dB(環境基準)	騒音 1) 予測結果の見直しの必要性 今後の調査の結果により検討する。	用途地域計画(図Ⅱ-2-3.2)
124				○	<ul style="list-style-type: none"> <li>測定項目 交通騒音レベル 環境騒音レベル 交通量 事務所、飲食店、住居等の建築状況</li> <li>測定年 事業完了後3年目(平成27年度)</li> <li>測定頻度・時間 平日、休日各1回24時間</li> <li>測定場所 都市計画道路:2地点 周辺居住区内:2地点(沿道より50m)</li> </ul>	・ 大規模商業施設の駐車場の拡大に係る環境影響の検討結果 大規模商業施設の駐車場周辺に設置したマウント部分の騒音レベルについて、道路の供用開始から3年が経過した為、効果を検証する。			
125				○	<ul style="list-style-type: none"> <li>測定項目 交通騒音レベル 交通量</li> <li>測定年 道路供用開始後3年目(平成25年度)</li> <li>測定頻度・時間 平日、休日各1回24時間</li> <li>測定場所 大規模商業施設駐車場周辺</li> </ul>				
126				○					
127				○					
128				○					
129				○					
130				○					
131				○					

列No.	大項目	小項目	環境保全措置	実施状況	事後調査計画	事後調査計画に対する対応状況	事後調査の実施状況	環境保全措置の再検討	資料No.その他関連する環境影響評価項目														
132	振動		第IX章 IX-5、IX-6 参照																				
133	(1) 建設機械の稼働に伴う振動の影響	工事中	隣接する武川病院、老人保健施設ひばり苑及び常永小学校に対する環境保全措置は、これらの施設の利用状況について検討し、環境影響評価の結果を踏まえた施工計画を策定するとともに、施工に当たっては施工計画を確実に実施することにより、静穏な環境を確保する。	○	(1) 建設作業振動の調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>測定項目 建設作業振動レベル 建設機械の稼働状況 環境保全措置の実施状況等</li> <li>測定年 1年目～6年目 (平成18～23年度)</li> <li>測定頻度・時間 各年度1回 8時～17時</li> <li>測定場所 敷地境界(各回1カ所) 学校、病院付近での工事 においては適宜場所の変更、追加を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響評価の結果を踏まえた施工計画の策定</li> <li>1) 定期的(隔週)に実施している工程会議において周知徹底し、施工計画書等により確認をした。</li> <li>※ 病院等の環境保全措置が必要な施設についてはヒアリングを行いながら工事を実施した。また、工事の施工にあたってのヒアリングについては児童館、給食センターを対象に追加した。</li> <li>※ その結果、病院等からは騒音については気にならないとのことだった。</li> <li>※ 病院等に対しては仮設駐車場の設置や緊急車両の出入り口の確保をするなどの対応を行った。</li> <li>※ 学校に対しては学校周辺及び通学路に関する工事の際は十分に打ち合わせをする中で、工事状況により通学路を変更し、通学路の標識や仮設歩道などを設置した。</li> </ul>	振動 1) 事後調査 <b>有</b> 無 2) 事後調査期間:H20～23年度 3) 調査地点数: 3地点 4) 測定回数: 3回(各年度1回) 5) 測定結果(予測値): H20 最大値 30dB(70dB) H21 最大値 32dB (68dB予測地域②-2) H22 最大値 34dB(74dB) 6) 保全目標とした値 : 規制基準値:75dB	振動 1) 予測結果の見直しの必要性 <b>有</b> <b>無</b> 2) 検討内容:測定結果が予測値及び規制基準値(75dB)を下回っており、また工事施工箇所周辺の住民からも苦情等はないため見直しの必要性はないと考える。	資料No.7-2 振動測定結果及び比較図 ・騒音、振動													
134											建設機械は低振動型機械を使用する。なお、現在は低振動型指定機種は極めて少ないため、建設工事実施時点で新たに指定されたものを含め、低振動型の機種を積極的に採用するものとする。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>低騒音型策型建設機械の使用</li> <li>1) 工事特記仕様書(資料No.1-1)内第15条にて低振動型設機械の原則使用を指定した。</li> <li>2) 低振動型建設機械の使用状況については、工事を始めるにあたり低振動型の機械に指定されたものは確認出来なかったが、より振動の少ないと思われる低騒音型の機械について工事特記仕様書(資料No.1-1)内第15条にて機種の選定状況について確認を行った。</li> <li>3) 工事で使用された低騒音型建設機械については一部未対応のものが見受けられたが実施することが出来た。</li> <li>* 超低騒音型建設機械については施工業者全体の中でも殆ど所持しておらず、また、低騒音型建設機械の使用により苦情等がなかった為、あえて指示及び投入はしなかった。</li> </ul>	※ 平成23年は保全対象が無かったため未実施	資料No.1-1 工事特記仕様書  ・騒音、振動								
135																建設機械の使用に当たっては点検・整備を十分に行う。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>点検・整備の実施</li> <li>1) 定期的(隔週)に実施している工程会議において、事業者、受注者で共に確認し実施した。</li> <li>2) 点検・整備の実施状況については、工事業者が提出する施工計画書の記載により実施予定を確認した。</li> </ul>	・NOX、SPM ・騒音、振動				
136																				建設機械の運転は丁寧に行う。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>機械の運転、空ぶかしの防止等</li> <li>1) 定期的(隔週)に実施している工程会議において、事業者、受注者で共に確認し実施した。</li> <li>2) 点検・整備の実施状況については、工事業者が提出する施工計画書の記載により留意事項を確認した。</li> <li>3) 工事の進捗及び検査等に合わせて機械の運行状況等の確認を行い、運転状況を確認した。</li> </ul>	・NOX、SPM ・騒音、振動
137																							
138			工事を実施する時間を厳守する。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事可能時間の厳守</li> <li>1) 定期的(隔週)に実施している工程会議において、実施を指導した。指示内容:作業時間:9時～17時まで、日曜、祝日は工事は不可 昭和町常永土地区画整理事業工事施工に伴う留意事項(資料No.1-3)</li> <li>2) 新規に参入する工事業者には当初説明会を行い、周知漏れがないよう配慮した。</li> </ul>	資料No.1-3 昭和町常永土地区画整理事業工事施工に伴う留意事項(一般項目)  ・NOX、SPM ・粉じん、降下ばいじん ・騒音、振動																	
139																							
140																							
141																							
142																							
143																							
144																							
145																							
146																							
147																							
148																							
149																							
150																							
151																							
152																							
153																							
154																							
155																							
156																							
157																							

列 No.	大項目	小項目	環境保全措置	実施状況	事後調査計画	事後調査計画に対する対応状況	事後調査の実施状況	環境保全措置の再検討	資料No.その他関連する環境影響評価項目
158	(2) 資材等運搬車両の運行に伴う振動の影響	工事中	・ 資材等運搬車両は一方通行とし、交通量を分散させる。	○	—	<b>・ 資材運搬車両の通行経路の確認等(一方通行の厳守)</b> 1) 定期的(隔週)に実施している工程会議において、既存の交通への影響を低減するため、(資料No.1-3)により運行時間及びルート(図Ⅱ-2-4.3(1),(2))について指導した。 (1)主要な運行ルートの効率的な設定(一方通行箇所での運行)。 (2)既存交通量への影響を低減するための運行時間の設定 (3)住民の迷惑にならないよう場内及び路上の低速走行。  2) 上記指導事項の実施については、工事業者が提出する施工計画書の記載により内容を確認した。	振動 1) 事後調査 有 (無)	振動 1) 予測結果の見直しの必要性 有 (無)  2) 検討内容:資材運搬に伴う苦情はなかったことから環境保全措置の必要性はないと判断した。	資料No.1-3 昭和町常永土地区画整理事業工事施工に伴う留意事項(一般項目)  図Ⅱ-2-4.3(1),(2) 土砂運搬車両運行ルート  ・粉じん、降下ばいじん ・騒音、振動
159									
160									
161									
162									
163									
164			・ 特定の日に工事用資材の搬入が集中しない資材搬入計画とする。	○	<b>・ 特定の日に建設機械が集中しない稼働計画の策定</b> 1) 定期的(隔週)に実施している工程会議において、工事用機械の集中による環境への影響を低減するため、工事工程の確認を行った。  2) 工事特記仕様書(資料No.1-1)第4条にて、同一箇所での工事については、時期、方法について協議するよう工事業者を指導した。  3) 協議においては、建設機械が集中しないよう、施工箇所や工事着手時期の見直しなどの調整を業者間で行うとともに周辺住民への影響を低減するべく施工方法の見直しなどについて検討を行った。	<b>・ 仮設道路の保守・管理(わだち、凹凸等の管理)</b> 1) 定期的(隔週)に実施している工程会議において、仮設道路の状況を確認し、修復をするよう指導した。  2) 仮設道路の補修は、工事業者が設立した協議会(安全協議会)が行った。  3) 現場巡回を行い、工事状況に応じて補修箇所の確認を行った。	資料No.1-1 工事特記仕様書		
165									
166									
167									
168									
169								・ 仮設道路は凹凸がないように整備する。路面にわだちがでたり凹凸が大きくなったりする場合は速やかに補修する。	○
170									
171									
172									
173									
174	・ 資材運搬等の車両の走行は低速度走行を行う。	○	<b>・ 工事可能時間の厳守</b> 1) 定期的(隔週)に実施している工程会議において、実施を指導した。 指示内容:作業時間:9時~17時まで、日曜、祝日は工事は不可 昭和町常永土地区画整理事業工事施工に伴う留意事項(資料No.1-3)  2) 新規に参入する工事業者には当初説明会を行い、周知漏れがないよう配慮した。  3) 施工計画書、工事日誌にて確認をした。	資料No.1-3 昭和町常永土地区画整理事業工事施工に伴う留意事項(一般項目)  ・NOX、SPM ・粉じん、降下ばいじん ・騒音、振動					
175									
176									
177									
178					・ 大型資材等運搬車両は、朝夕の交通量の多い時間帯を避けて運行する。	○	<b>・ 大型資材運搬車両の通行時間帯</b> 1) 昭和町常永土地区画整理事業工事施工に伴う留意事項(資料No.1-3)にて、大型資材等運搬車両は、朝夕の交通量の多い時間帯を避けて運行するよう求めた。  2) 定期的(隔週)に実施している工程会議において、既存の交通への影響を低減するため、運行時間及びルートについて確認及び調整を行った。  3) 上記指導事項の実施状況については、工事業者が提出する施工計画書の記載により内容を確認した。	資料No.1-3 昭和町常永土地区画整理事業工事施工に伴う留意事項(一般項目)  ・NOX、SPM ・粉じん、降下ばいじん ・騒音、振動	
179									
180									
181									
182									
183	(3) 大規模商業施設、流通業務施設の営業に伴い当該施設を利用する自動車の走行及び新住民の車両の運行による振動の影響	供用時	・ 予測の結果、環境保全措置の必要はなし。(補正評価書 IX-6ページ)	—					—
184									
185	(4) 都市計画道路の供用に伴う自動車の走行による振動の影響	供用時	・ 予測の結果、環境保全措置の必要はなし。(補正評価書 IX-6ページ)	—	—	・ 大規模商業施設周辺の開発状況や、新住民の増加傾向等状況を見守る。			
186									

列No.	大項目	小項目	環境保全措置	実施状況	事後調査計画	事後調査計画に対する対応状況	事後調査の実施状況	環境保全措置の再検討	資料No.その他関連する環境影響評価項目																			
180	水質		第IX章 IX-7 参照																									
181	(1) 水の濁り(浮遊物質)の変化の程度	工事中	(1) 水の濁りの調査 ・測定項目 浮遊物質、流量 仮設沈砂池の設置状況、 雨水排水施設の管理状況、 管理体制 ・測定年 1年目～6年目 (平成18～23年度) ・測定頻度・時間 各年度1回 6月～7月の降雨時 測定場所 周辺河川:6地点 仮設沈砂池放流先水路	○	(1) 水の濁りの調査 ・定期的な水質検査の実施 1) 平成20年に工事を着手するなかで、水質検査は、平成20年から毎年度実施している。事後調査計画は、平成18年度から開始予定であったが、工事着手の遅れに伴い2年間先送りして着手した。 (1)測定年(見直し後):平成20～25年度 (2)調査委託先:株式会社環境科学検査センター (3)調査項目:SS(目標値:農業用水質基準100mg/L) (4)調査地点数:6地点 (5)結果:平成20年から23年度までの調査結果は、すべての調査地点において事業者の目標値である100mg/Lを下回ることを確認した。(資料No.8) ・仮設沈砂池の設置 1) 降雨時における計画地からの土砂等の流出防止のため、工事規模の大きい工区において、工事区域毎に仮設沈砂池の位置、規模及び構造について、確認し、随時設置を行った。設置できない工区は沈砂槽の設置を行った。(資料No.9 仮設沈砂池及び沈砂槽の設置事例) 2) 定期的(隔週)に実施している工程会議において、施工状況の確認、苦情等の状況について確認・指導した。 3) 濁りに関する苦情は1件あり、H22.12に魚類のへい死事故があったが、濁水処理施設を設置し、追加的に濁水対策を講じた。 4) 工事の完成時及び年度末に排水を行った水路の下流を清掃している。(資料No.10) ・強雨時における、工事の実施方法の確認 1) 定期的(隔週)に実施している工程会議において、強雨が想定される場合における、切土、盛土、掘削等の土砂等の流出の恐れがある工事内容の中止を指導・確認した。 ・重機・工車等からの燃料及びオイル漏れ等への対応 1) 工事中において、工事業者に対して重機・工車等からのオイル漏れ等を確認した場合は、直ちに原因の除去及び漏れた油及び汚染物等の処理を確実に実施することを指導・確認した。 2) 工事着手から平成23年度までの工事中において、油の流出に関する工事業者からの報告件数は 0 件である。 ・コンクリートポンプ車等の洗浄水の管理 1) 工事に使用した、コンクリートミキサー車、コンクリートポンプ車等の洗浄水については、バケツ等に溜め、業者において持ち帰るようにして河川等への流出を防止した。(資料No.11 コンクリートミキサー車洗浄状況) 2) また、集まった汚泥については、工区ごとに処分している。	水の濁り 1) 事後調査 有 無 2) 事後調査期間:H20～24年度 3) 調査地点数: 周辺河川 6地点 仮設沈砂池放流先水路 4) 測定回数: 各年度1回 6月～7月の降雨時 測定結果(予測値): 別添 水質検査測定結果 6) 保全目標とした値: 農業用水質基準100mg/L	水の濁り 1) 予測結果の見直しの必要性 有 無 2) 検討内容:水質検査の結果が目標値を下回っていたため、見直しの必要性はないと考える。	資料No.8 水質検査測定結果 水の濁り 資料No.9 仮設沈砂池及び沈砂槽の設置事例 (参考) 資料No.14 流下能力調査地点設置位置図 資料No.15 調整池仮設平面図 資料No.10 区画整理下流の水路清掃の状況 資料No.11 コンクリートミキサー車洗浄状況																				
182									183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200		
									(2) 農業用水の利用期間における水の濁りの影響	工事中	・ 工事中の雨水は、仮設沈砂池の設置により、土粒子を沈殿させた上で排水する。  ・ 強い雨が降る場合は、切土、盛土、掘削等の土木工事は中止する。  ・ 重機・工車等からの燃料及びオイル漏れが生じた場合は、直ちに原因を発見処理して漏れ出た燃料及びオイルを完全に除去処分する。  ・ コンクリートポンプ車等の洗水は、河川等を汚さないように場所を決め、工事終了後処理する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
											(2) 調整池工事における地下水質の調査 ・測定項目 地下水水質 地下水の排水管理状況、 管理体制 ・測定年 1年目～3年目(平成18～20年度)の調整池工事期間 ・測定頻度 週1回 測定濃度に上昇傾向がみられるような場合には適宜調査回数を増やす。 ・測定場所 地下水汲み上げ井戸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
															地下水水質(工事中) 1) 事後調査 有 無 2) 事後調査期間:H20～H24年度 3) 調査地点数: 3地点 (1、3、4号調整池) 4) 測定回数: 地下水水質:週1回 地下水の排水管理状況、管理体制:各年度1回 5) 測定結果(予測値): 1号調整池 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン共に検出下限値未満 3号調整池 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン共に検出下限値未満 4号調整池 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン共に検出下限値未満 6) 保全目標とした値: 検出下限値 トリクロロエチレン <0.007mg/L テトラクロロエチレン <0.005mg/L		地下水水質(工事中) 1) 予測結果の見直しの必要性 有 無 2) 検討内容:各年度において、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン共に検出下限値であることから見直しの必要性はないと考える。また、H24年度から着手している5号公園(2号調整池)に於いては今後工事が進捗する中で必要に応じて見直しの必要性があるか判断していく。	資料No.12 観測井戸設置箇所 資料No.13 地下水水質検査結果 地下水										